

嫡出否認調停の申立てについて

旭川家庭裁判所

1 嫡出否認調停とは

婚姻中に生まれた子は夫の子と推定されます。離婚後300日以内に生まれた子は、原則として、元夫の子と推定されますが、例外的に、その出生の時までに母が再婚した場合は、再婚後の夫の子と推定され、出生届を提出すると、再婚後の夫の子とする戸籍が作られます(※)。母が再婚していない場合は、仮に他の男性との間に生まれた子であっても、出生届を提出すると、元夫の子とする戸籍が作られます。このとき、(元)夫と子との親子関係を否定するためには、原則として本手続によることになります。法律の改正により、申立権者の範囲が拡大しました。

※ 令和6年4月1日以降の出生に限ります。同日より前の出生の場合は、その出生の時までに母が再婚した場合であっても、離婚後300日以内に出生した子は元夫の子と推定されます。

この調停において、当事者双方の間で、子が(元)夫の子ではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。当事者双方が合意に至らない場合又は合意が正当であると認められない場合は、調停が不成立となります。

令和6年4月1日から1年間(令和7年3月31日まで)に限り、令和6年4月1日より前に出生した子についても、子又は母が申立てをすることができます。期間が限られますので、ご注意ください。

※婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができますとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場(市区町村の戸籍担当窓口)にお問い合わせください。

2 申立人及び相手方

申立人	相手方	原則的出訴機関
・父と推定される(元)夫	子又は親権を行う母	(元)夫が子の出生を知った時から3年以内
・子 ※1※2 (親権を行う母、親権を行う養親、未成年後見人は、子のために(子を代理して)申立て可)	(元)夫	子の出生の時から3年以内 ※ 3
・母 ※1※2 (ただし、母による否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきを除く。)	(元)夫	子の出生の時から3年以内
・(再婚後の夫の子と推定される子に関し)母の再婚前の夫 ※1 (ただし、再婚前の夫による否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきを除く。)	再婚後の夫及び子 又は親権を行う母	母の再婚前の夫が子の出生を知った時から3年以内

※1 令和6年4月1日以降に出生した子について申立てができます。

※2 令和6年4月1日から1年間に限っては、令和6年4月1日より前に出生した子についても、

※1に関わらず、子及び母は、本手続を申し立てることができます。

※3 子は、(元)夫と継続して同居した期間が3年を下回る等の要件を満たすときには、21歳に

達するまで(出生の時から3年が経過した後も)、申立てができます。ただし、親権を行う母等が子のために(子を代理して)申立てをする場合には、この限りではなく、上記の原則的出訴期間(子の出生の時から3年以内)に限って申立てをすることができます。

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 1200円分
- 郵便切手 500円×4枚、100円×3枚、84円×7枚、10円×8枚
(合計2,968円分)

5 申立てに必要な書類

- 申立書(原本1部と写し1部の合計2部提出してください。)
申立書は、写しを相手方に送付しますので、写しを1部添付してください。**相手方に住所を知られたくない場合は、同居時の住所や住民票上の住所など、既に知られている住所を記載してください(ただし、裁判官の判断により、現在の住所の申告を求めることがあります。)**
- 送達場所の届出書
裁判所から書類を送付する場所を記載してください。これも写しを相手方に送付することはありませんが、相手方の請求により見せることがあります。
- 進行連絡メモ
進行についての参考事項を記載するものです。裁判所限りの書面ですので、相手方に見られることはありません。
- 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)、子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合は出生証明書及び母の戸籍謄本(全部事項証明書))
3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 血液型を証する資料(血液型で親子関係がないことを証明できる場合)
血液型が不明の方がいる場合や、親子関係がないことを証明できない場合(親子の血液型の組み合わせとしてあり得る場合)は提出不要です。
- 申立て前のチェックシート
4及び5の手続を行ったことの確認のために提出してください。

6 調停における情報の管理について

調停において相手方に知られたくない情報がある場合、その管理は申立人の責任で行っていただくことになります。ついては、相手方に知られたくない情報は自ら作成する書面に記載せず、また提出する資料等に記載されている場合には、当該部分をマスキング(マスキングの方法は5を参照)して提出することを検討してください。

また、相手方に知られることで、社会生活を営むのに著しい支障(生命・身体への危険など)が生じるおそれがある場合には、非開示希望申出または当事者間秘匿制度の利用を検討してください。詳細については、裁判所にお問い合わせください。

7 調停で必要となる資料の提出方法について

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。書類等を提出するときは、**裁判所用のコピー1通**を提出してください。ただし、上記の資料や裁判所から特に2部提出するよう指示された資料、相手方に交付したい書類を提出するときは、**裁判所用及び相手方用としてコピー2通**を提出してください。なお、調停期日には必ず原本を持参して下さい。

提出する資料に、相手方どうしても知られたくない情報で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分(例えば、住所や勤務先の情報、扶養親族の名前等)がある場合には、知られたくない

い部分をマスキング(黒塗りする)して提出することができます。マスキングの方法は、資料のコピーにマジックなどで黒塗りして提出してください。**資料の原本には、絶対に手を加えないで下さい。**

平成22年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	【受給者番号】 012345678-9 【勤続番号】 ハナサキ タロウ (役職名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
給与・賞与	3,654,556	2,456,753	154,321
所得控除の額の合計額	1,654,542		
配偶者控除	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料
1	1	0	123,432
妻: [マスキング]	長男: [マスキング]	配偶者の合計所得	個人年金保険料の金額
未成年者	本人が障害者	寡婦	寡夫
中途就・退職	受給者生年月日	42 5 10	
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	(電話)
	[マスキング]	株式会社 [マスキング] 支店	[マスキング]

個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ずマスキングする

続柄は隠さない

相手に知られてよい範囲で残す

8 家事調停の進め方

調停を担当するのは、裁判官と調停委員で構成している調停委員会です。調停委員会は、中立公平な立場から、一緒に考えたり、解決案を示したりして、紛争の解決を図ります。なお、親子関係が実際がないことを確かめるため、多くの場合、DNA鑑定が実施されています。鑑定に要する費用は、原則として申立人が負担することになります(鑑定費用は事案によりますが、約10万円かかります)。

申立人と相手方が合意し、家庭裁判所が必要な事項を調査した結果、合意した内容が正当であると認められる場合には、合意した内容を認める審判をすることによって手続は終わります。

逆に、双方の考えが平行線のままで合意する見込みがない場合や、双方が合意したとしても家庭裁判所の調査の結果、合意した内容が正当でないと認められる場合には手続は不成立で終わることになります。